

平成18年5月31日

各 位

会 社 名 日本精密株式会社

(JASDAQコード番号:7771)

代表者名 代表取締役会長兼社長

岡林 博

問合わせ先 管理グループリーダー

田崎 政己

T E L (048)225-5311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月30日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第29回 定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

第一章総則から第六章計算までの内容につき、会社法に則した条項及び条文の見直 しを行い変更するものであります。

定款内容の大きな変更と理由についてはつぎのとおりであります。

業容の拡大に向け、発行可能株式総数を 9,908,000 株から 40,000,000 株に変更 効率化の視点で株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の項を追加

コーポレートガバナンスの効果のため、取締役会の内容を整備するとともに、監 査役会の設置を定款に追加

2. 変更の内容

変更の内容は次の別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木) 定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以上

<別紙> 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、日本精密株式会社と	第1条 (同 左)
称し、英文では、Nihon Seimit	
su Co.,Ltd.と表示する。	
(P #)	/ B . M .
	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを	第2条 (同 左)
目的とする。	4 (F) +>
1.次の物品の製造、販売、および	1. (同 左)
輸出入業	(1) (同 左)
(1) 写真機、時計、時計側等	(2) (同 左)
精密機械器具	(3) (同 左)
(2) 喫煙具、時計バンド等装	(4) (同 左)
身具・装飾品	(5) (同 左)
(3) 運動競技用具および娯楽	(6) (同 左)
用具・玩具	(7) (同左)
(4) 通信機器およびその関連	(8) (同左)
商品	(9) <u>投 資 等</u>
(5) 貴金属商品	
(6) ステンレス、チタニューム	
等各種金属の熱処理およ	
び表面処理	
(7) メガネフレーム等光学	
商品	
(8) 電子機器および部品	
2 . 前号に対する投資、融資または	2. (同 左)
第三者との共同経営	
3.前各号に関連または附帯	3 . (同 左)
する一切の業務	

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県川口市に | 第3条 (同 左) 置く。

(公告の方法)

第4条 掲載する。

> 第 2 章 株 定

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、│第5条 当会社の発行可能株式総数は、 9,908,000株とする。ただし、消 却が行われた場合には、これに相 当する株式数を減ずる。

(自己株式の買受け)

当会社は、取締役会の決議によ 第6条 り、自己の株式を買受けることが できる。

(1単元の株式の数および単元未満株券 不発行)

第7条 当会社の1単元の株式の数は、 1,000株とする。

> 当会社は、1単元未満の株式につ 2 いて(以下「単元未満株式」とい う。) は株券を発行しない。ただ し、株式取扱規程に定めるところ についてはこの限りではない。 (新 設)

(本店の所在地)

(公告の方法)

当会社の公告は、日本経済新聞に「第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に 掲載する方法により行う。

> 第 2 章 株 定

(発行可能株式総数)

40,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によっ て市場取引等により自己株式を取 得することができる。

(単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、 第7条 1,000株とする。

(8条2項に移行)

(削る)

(株式の発行)

第8条 当会社は株式に係る株券を発行す る

> 2 前項の規定にかかわらず、当会社は 単元未満株式に係る株券を発行し <u>ないことができる。</u>

3(削る)

(新 設)

(名義書換代理人)

- 第8条 当会社は株式につき名義書換代理 人を置くことができる。
 - 2 名義書換代理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によって 選定する。
 - 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。) および株券喪失 登録簿は、名義書換代理人の事務取 扱場所に備え置き、株式の名義書 換、単元未満株式の買取り、その他 株式に関する事務は名義書換代理 人に取扱わせ、当会社においてはこ れを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書 第11条 当会社が発行する株券の種類なら 換、単元未満株式の買取り、その他 株式に関する取扱およびその手数 料については、取締役会において定 める株式取扱規程による。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に 揚げる権利以外の権利を行使する ことができない。
 - (1) 会社法189条第2項各号に揚げ
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求す る権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の 割当てを受ける権利
 - (4) 前条に規定する単元未満株式の買 増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によ って選定し、公告する。
 - 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、株券喪失 登録簿および新株予約権原簿は、 株主名簿管理人の事務取扱場所 に備え置き、株式名簿、株券喪失 登録簿および新株予約権原簿へ の記載または記録、単元未満株式 の買取り・買増し、その他株式な らびに新株予約権に関する事務 は株主名簿管理人に取扱わせ、当 会社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

びに株主名簿、株券喪失登録簿およ び新株予約権原簿への記載または 記録、単元未満株式の買取り・買増 し、その他株式または新株予約権に 関する取扱いおよび手数料につい (基準日)

- 第 10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
 - 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 <u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会 は、必要がある場合に随時これを 招集する。

(招集権者および議長)

第 12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。

ては、法令または定款に定めるもの のほか、取締役会において定める株 式取扱規則による。

(基準日)

- 第 12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、 あらかじめ公告して、一定の日の 最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者 をもって、その権利を行使することができる株式または登録株式質 権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 (同 左)

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。
 - 2 株主総会においては、取締役社長が 議長となる。取締役社長に事故があ るときは、あらかじめ取締役会にお いて定めた順序により、他の取締役 が議長となる。

(決 議)

- 第 13 条 株主総会の決議は、法令または本 定款に別段の定めがある場合を除 き、出席した株主の議決権の過半 数をもって決する。
 - 2 <u>商法第343条に定める特別決議</u> <u>は、総株主の</u>議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議 決権の3分の2以上で行う。

(新 設)

(議決権の代理行使)

- 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主を代理人として、<u>その</u>議 決権を行使することができる。
 - 2 前項の株主または代理人は、代理 権を<u>証する</u>書面を株主総会毎に当 会社に提出<u>するもの</u>とする。

(決 議)

第17条へ移行

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開</u> 示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、 株主総会参考書類、事業報告計算書 類および連結計算書類に記載また は表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提 供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 16条 株主は、当会社の議決権を有する 他の株主1名を代理人として、議 決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主または代理 人は、代理権を<u>証明する</u>書面を株 主総会毎に当会社に提出<u>しなけれ</u> ばならない。

(決議の方法)

- 第<u>17</u>条 株主総会の決議は、法令または定款 に別段の定めがある場合を除き、出 席した<u>議決権を行使することがで</u> <u>きる</u>株主の議決権の過半数をもっ て行う。
 - 2 <u>会社法第309条第2項の定めによる</u> <u>決議は、定款に別段の定めがある場</u> 合を除き、議決権を行使することが

(議事録)

領およびその結果は、議事録に記 載し、議長ならびに出席した取締 役がこれに記名捺印するものとす る。

第4章 取締役および取締役会

(新 設)

(員数)

第 16 条 当会社の取締役は8 名以内とす る。

(選任)

- いて総株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数の決議によって選任 する。
 - 2 当会社の取締役の選任決議につい ては、累積投票によらないものと する。

(任期)

- 第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最 終の決算期に関する定時株主総会 の終結の時までとする。
 - 2 補欠または増員として選任された 取締役の任期は、在任取締役の任期 の満了すべき時までとする。

できる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決 権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 15 条 株主総会における議事の経過の要|第 18 条 株主総会における議事の経過の要 領およびその結果ならびにその他 法令に定める事項は、議事録に記 載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。 (取締役の員数)

第20条 (同 左)

(取締役の選任)

- 第 17 条 当会社の取締役は、株主総会にお | 第21条 取締役は、株主総会の決議によって 選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行 う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によ らない。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の 時までとする。
 - 2 増員により、または補欠として選任 された取締役の任期は、他の在任取 締役の任期の満了する時までとす

(取締役会の招集および議長)

- 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを</u>招集し議長となる。取締役<u>会長が欠員のとき、または</u>取締役<u>会長</u>に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。
 - 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会長は、当会社を代表する。

- 2前項のほか、取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役を定めることができる。
- 3 当会社は、取締役会の決議をもって 取締役の中から取締役会長1名、取 締役社長1名を選任し、必要に応じ て取締役副社長1名、専務取締役お よび常務取締役各若干名を 選任することができる。

(新 設)

る。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集 し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締が招集し、議長となる。
 - 2 (削る)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>24</u>条 <u>当会社は、取締役会の決議によっ</u> て、代表取締役を選定する。
 - 2 <u>代表取締役会は会社を代表し、会社</u> の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取 締役社長を1名選定し、また必要に 応じ、取締役会長を1名および取締 役副社長、専務取締役、常務取締役 各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役お よび各監査役に対し、会日の3日前 までに発する。ただし、緊急の場合 には、この期間を短縮することがで きる。 (新 設)

(取締役会の決議の方法)

(新 設)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電 磁的記録により同意した場合には、 当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたとき はこの限りではない。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(新 設)

(取締役会規定)

第29条 取締役会に関する事項は、法令また は定款に定めるもののほか、取締役 会において定める取締役会規則に よる。

(削る)

(業務執行)

- 第21条 取締役社長は、当会社の業務を統轄 し、取締役副社長または専務取締 役、常務取締役は、取締役社長の補 佐としてその業務を分掌する。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に 従い、他の取締役が取締役社長の職 務を代行する。

(報酬および退職慰労金)

第<u>22</u>条 取締役の報酬<u>および退職慰労金は、</u> 株主総会の決議を<u>もって</u>定める。

(取締役会の報酬等)

第<u>30</u>条 取締役の報酬<u>等は</u>、株主総会の決議 によって定める。

第5章 監査 役

(新 設)

(員数)

第23条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選 任)

第 24 条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数の決議によって 選任する。

(任期)

- 第 <u>25</u>条 監査役の任期は、就任後 4 年内の 最終の決算期に関する定時株主 総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の 任期は、退任した監査役の任期の 満了<u>すべき</u>時までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役および監査役会を 置く。

(監査役の員数)

第32条 (同左)

(監査役の選任)

- 第<u>33</u>条 <u>監査役は、株主総会の決議によって</u> 選任する。
 - 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u>う。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時 までとする。
 - 2 補欠として選任されて監査役の任 期は、退任した監査役の任期の満了 する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤</u> の<u>監査役を選定する。</u>

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の収集通知は、各監査役に 対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間 を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の

(新 設)

(新 設)

(報酬および退職慰労金)

第26条 監査役の報酬および退職慰労金は、 株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(営業年度)

第 27条 当会社の 営業年度は、毎年4月1 | 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日 日から翌年3月31日まで年1 期とし、営業年度末日を決算期と する。

(利益配当)

3 1日の最終の株主名簿に記載 された株主または登録質権者に 対して支払う。

(中間配当)

第29条 当会社は、取締役会の決議により 毎年9月30日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主ま たは登録実質権者に対し、中間配 定めがある場合を除き、監査役の 過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要 領およびその結果ならびにその他 法令で定める事項は議事録に記載 または記録し、出席した監査役がこ れに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令また は定款に定めるもののほか、監査役 会において定める監査役会規則に よる。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議 によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 28 条 当会社の利益配当金は、毎年 3 月 | 第42条 当会社は株主総会の決議によって 毎年3月31日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主また は登録株式質権者に対し金銭によ る剰余金の配当(以下「期末配当金」 という。)を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によっ て、毎年9月30日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主ま たは登録株式質権者に対し、会社法

当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 利益配当金、中間配当金およびそ 他の諸交付金は、当会社がその支 払の提供をしてから満3年を経 過したときは、当会社はその支払 義務を免れるものとする。

2 未払の<u>利益配当金、中間配当金およびその他の諸交付金には利息をつけないものとする。</u>

454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という、)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金が、支 払開始の日から満3年を経過して も受領されないときは、当会社はそ の支払いの義務を免れる。

2 未払の<u>期末配当金および中間配当</u>金には利息をつけない。